

9 実現化への具体的な取り組み

景観づくりは50年、100年の計ですが、100年後まで価値のある景観をつくるために、まずは最初の一步を踏み出すことが重要です。

これからは、市民・事業者・行政が共通の目標を持ち、ともに手を携えて、適切な役割分担のもと、今ある景観を守って、直して、作り出していく必要があります。

できることから1つずつ「こころのこもった景観づくり」を進めていきます。

(1)「福生人」づくり

まちの景観は、そこに住む人のこころの表れであり、住む人が美しいところをもつことが、景観づくりの第一歩につながります。

良好な景観の形成にむけて、まずは「福生人」づくりを推進し、「福生人」を増やしていきます。そうすれば、外から見れば楽しいはずで、当然、にぎわいの復活も考えられます。

【「福生人」づくりのための施策】

◆「福生人」を増やす

○福生市を“よく知る”機会づくり

：まずは自分たちの暮らすまち福生をよく知るために、様々な機会をつくり出します。

《具体的には》

- ・ 福生の「まちを歩く」機会づくり
- ・ 福生湧水探検隊 など



○福生市を訪れる人を心地よく迎える体制づくり

：花のあるまちづくりや環境美化運動など、まちなみに彩りを与える活動を行う個人や団体を増やしていきます。

《具体的には》

- ・ 市民参加による環境美化活動の推進 など

○啓発のためのイベントの開催

：市民が福生の景観について一緒に考え、新たな活動の動機付けとなる機会をつくります。

《具体的には》

- ・「景観フォーラム」の継続
- ・「いっしょに話そう、まちづくりフォーラム」の継続
- ・福生環境フェスティバル など



◆次世代の「福生人」を育てる

○地域や学校教育との連携

：地域や学校との連携のもと、次の世代を担う子どもたちに福生の魅力を伝えていきます。

《具体的には》

- ・地域に目を向ける活動の推進（副読本「わたしたちの福生」の作成など）
- ・水辺の楽校（多摩川）
- ・「遊びの達人（子どもたちに遊びを教える大人）」登録制度の創設 など



○子どもたちが意見を発表できる機会づくり

：福生の未来の景観について子どもたちが考え、自分の意見を発表する機会をつくります。

《具体的には》

- ・子ども議会
- ・青少年意見発表大会
- ・青少年育成討論会（フリートーク） など



○子どもたちの様々な体験の支援

：福生の豊かな環境の中で、子どもたちが様々な体験をすることができる機会をつくります。

《具体的には》

- ・子ども体験学習の実施
- ・子どもの商い体験の機会づくり など

○景観のリーダーづくり

：まわりの人たちを巻き込みながら、地域の景観づくりを率先して進めるリーダーを増やしていきます。

《具体的には》

- ・市民活動リーダー講習会の実施（輝き市民サポートセンター） など

(2) 景観形成のしくみづくり

良好な景観形成を実現するためには、その実効性を担保するための「しくみ」や「制度」を用意することが必要です。そのため、市民の発意を促す景観形成のためのしくみづくりを行っていきます。

【景観形成のしくみづくりの施策】

◆景観条例・景観基本計画

○長期的なビジョンに基づく景観づくり

: 福生市の景観づくりの方向性を示す基本計画と、景観づくりのしくみを担う景観条例をもとに、一貫性のある景観づくりを進めていきます。

《具体的には》

- ・「福生市まちづくり景観基本計画」の策定、進行管理のしくみづくり
- ・「福生市まちづくり景観条例」の制定 など

○庁内の体制づくり

: 福生市の景観づくりを継続的・横断的にすすめていくために、庁内の体制をつくりまします。

《具体的には》

- ・景観担当窓口の設置
- ・まちづくり景観審議会の設置
- ・庁内連絡会議の設置
- ・専門家による調査・研究
- ・市民と行政の協働事業の推進 など

◆組織づくり

○市民会議の設置、支援

: 福生市全体の景観づくりや、一定の地区、一定のテーマの景観づくりについて、市民とともに検討する機会をつくりまします。

《具体的には》

- ・(仮称) まちづくり景観推進連絡会の設置
- ・花いっぱい市民会議の推進 など

○既存コミュニティの活用、新たなコミュニティづくりの支援

: 町会自治会等の既存のコミュニティによる活動を支援するとともに、景観づくりをきっかけとした新たなコミュニティづくりなどを支援します。

《具体的には》

- ・町会自治会への加入促進の支援
- ・隣近所など、小さな単位での景観づくりに対する支援 など

○市民活動のネットワークづくり

: 各団体の活動の幅が更に広がるよう、団体同士の横の連携づくりを支援します。

《具体的には》

- ・既存の様々な活動団体のネットワークづくり など

○景観形成に影響のある関係者による連絡会づくり

: 関係行政機関、電気事業者、電気通信事業者、鉄道事業者等の公共事業を行う者、景観形成に影響の大きい関係者が集まり、福生市の景観をテーマに意見交換し、調整する場をつくります。

《具体的には》

- ・公共事業景観連絡協議会の設置 など

◆市民意見を尊重する体制づくり

○景観づくりに関する市民による提案制度

: 景観に関する市民の提案を受け付け、検討を行う体制をつくります。

○公共施設整備の公表、意見募集

: 公共施設の整備に際しては、早い段階から情報を公開し、市民の意見を聴く機会をつくります。

◆維持管理への参加

○道路、公園、水路などにおけるボランティアの推進

: 公園ボランティアに加え、道路や水路等においても市民と協働で維持管理を行っていく体制づくりを進めます。

○違反広告物撤去協力員制度の推進

: 市民と協働で実施している違反広告物の撤去活動を推進していきます。

◆まちの個性を活かすしくみの創設

○「景観形成地区（モデル地区）」制度

：地域の発意のもと、特に重点的に景観づくりを推進していく地区を「景観形成地区（モデル地区）」として設定し、取り組みを進めます。

○重要な景観資源の調査、データベースづくり

：福生の景観を良くするために、保全・改善の両面から重要な景観資源を調査し、データベースとして蓄積していきます。

○重要な景観資源の指定、登録制度

：地域の歴史、文化、生活等の特徴が良く表れているもの、景観づくりを進めていく上で重要な構成要素となっているもの等を選定し保全していきます。

○通りの愛称づくり

：「みんなが外に出て歩きたくなるまち」の実現に向けて、日頃から市民に親しまれているみち等の愛称づくりを検討します。

(3) 規制・誘導のためのルールづくり

良好な景観形成にむけて、より具体的に規制・誘導していくためには、現行制度の活用及び新しい景観づくりのルールをつくるのが有効です。

全市的な視点から、誰もが不快に感じるものを制限するゆるやかなルールをつくとともに、よりきめ細かな地域独自のルールづくりを支援していきます。

【規制・誘導のためのルールづくりの施策】

◆現行制度の活用

○良好な景観づくりのための協定の活用

：建築協定や緑地協定などの既存のしくみを活用するとともに、景観法に基づく景観協定の活用も検討していきます。

《具体的には》

- ・ 建築協定の活用
- ・ 緑地協定の活用
- ・ 景観協定の活用 など

○地区ごとのルールづくりの検討

：地区の特性に応じたまちのルールづくりを進めます。

《具体的には》

- ・ 地区計画制度の活用
- ・ 景観地区の活用 など

○商店街の1階部分を商業用途に限定するルールづくりの検討

：商店街のにぎわいをつなげていくために、都市計画等の手法を用いて、1階部分を店舗とするルールづくりを検討していきます。

○東京都屋外広告物条例

：東京都屋外広告物条例に基づいて、地域の個性や魅力を活かした広告景観を創出していきます。

○福生市宅地開発指導要綱*

：良好な都市環境の整備を図ることを目的として、大規模行為等に対して協力を要請している「福生市宅地開発指導要綱」と連携して景観づくりを進めます。

【解説】

※福生市宅地開発指導要綱：開発行為、20戸以上の集合住宅の建築、中高層建築物の建築、1,000㎡以上の土地で行う建築物の建築、工場等の建設、墓地の造成等を対象として、一定の基準が設けられています。

- 福生市自転車等の放置防止等に関する条例*
：自転車等放置防止条例に基づき、駅周辺の放置自転車等の解消に努めていきます。



- 市民団体の協力による雑誌・ビデオ類の自動販売機の追放運動の推進
：市民団体との連携のもと、青少年を取り巻く環境の浄化を進めます。

◆新たな制度づくり

- 景観に影響の大きい建築、開発行為に関する規制・誘導
：「福生市宅地開発指導要綱」と連携して、景観に影響の大きい行為に対する規制・誘導を進めます。

《具体的には》

- ・事前協議制度の導入
- ・届出制度の導入
- ・基準づくり など

- 公共施設整備の基準づくり
：公共施設を整備する際の景観形成の拠り所となるガイドラインづくりを検討します。

- 屋外広告物対策の推進
：東京都屋外広告物条例等のしくみを活用しながら、地域の個性や魅力を活かした広告景観を創出していきます。

《具体的には》

- ・特定の区域における広告物の基準（地域ルール）の検討 など

- まちなかへの車両進入規制の検討
：市街地を中心とした計画的な交通規制を強化について、警察署に要請していきます。

- ごみの不法投棄に関する監視の強化
：不法投棄のない清潔な環境づくり、景観づくりに向けて、監視の強化と意識啓発を進めます。

【解説】

※福生市自転車等の放置防止等に関する条例：駅前広場、道路、歩道、緑地帯、公園、その他公共の用に供する場所の自転車等の放置を防止するため、放置禁止区域を指定し、自転車等が放置されているときは撤去、保管するものです。

(4)市民の活動に対する支援制度の充実

これからの福生市の景観づくりでは、行政が率先して行動を示すとともに、市民や事業者の景観形成に関する自発的な活動を積極的に支援し、新たな活動を促していきます。

【支援制度づくりの施策】

◆市民活動への支援

○良好な景観の形成を目的とする市民団体の認定

:景観づくりを率先して行っている市民団体を認定し、活動を支援していきます。

○景観づくりに取り組む市民団体及び個人への支援

:景観づくりに取り組んでいる団体や個人に対して、活動の動機付けとなる支援をしていきます。

○市民が安心して活動できるための支援

:活動中の事故等を心配することなく、安心して活動ができるよう支援します。

《具体的には》

・市民活動災害補償保険制度 など

○広報、ホームページ等による市民活動の紹介

:広報ふっさやホームページ等を活用して、先導的な市民活動を紹介していきます。

○重要な景観資源に対する支援

:指定・登録された景観資源に対して、保全していくための支援を行います。

《具体的には》

・税制優遇の検討 など

○景観づくりに資する活動資金確保のための方策の検討

:事業者や関係行政機関との協力・連携のもと、景観づくりのための原資の確保に努めます。

《具体的には》

・景観整備機構（まちづくりファンド）の指定の検討 など

(5) 景観づくりの取り組みの普及・啓発

景観づくりの取り組みは、一部の市民だけでなく、市民全体で盛り上げていくことが極めて重要です。そのため、普及・啓発にむけたいろいろな取り組みを行い、市民活動の裾野を広げていきます。

【啓発・普及の施策】

◆啓発

○景観づくりに関する啓発活動の推進

：市民が福生の景観について一緒に考え、新たな活動の動機付けとなる機会をつくります。

《具体的には》

- ・「景観フォーラム」の継続
- ・「いっしょに話そう、まちづくりフォーラム」の継続
- ・「まちの景観」写真展の開催 など

◆表彰・普及

○景観づくりの取り組みに対する表彰制度の創設

：景観づくりの手本となる先導的な取り組みを表彰し、広く市民にお知らせしていきます。

○景観の向上につながる施策の検討

：市民に提案を募集したり、優良事例や参考事例等をお知らせすることにより、景観づくりを運動として展開していきます。

《具体的には》

- ・ガーデニングコンテスト
- ・市民を対象としたデザインコンペ、アイデアコンペ
- ・建築家、造園家等、専門家によるモデルプランの紹介 など

○広報、ホームページ等の活用

：広報ふっさやホームページ等を活用して、先導的な事例を紹介していきます。

《具体的には》

- ・景観づくりの取り組みに関する広報活動 など

- 平成18年2月26日（日）には、「第2回景観フォーラム」を盛大に開催しました。

